

福崎町 都市計画マスタープラン

令和8年6月

兵庫県 福崎町

ご あ い さ つ

福崎町長 尾 崎 吉 晴

福崎町は、昭和31年5月3日、田原村、八千種村、旧福崎町の二村一町が合併して誕生し、令和8年に町制施行70周年を迎えました。

本町は古くから交通の要衝となっており、先人の英知とたゆまぬ努力のもと、商業・工業・農業の調和のとれたまちとして発展してきました。また、豊かな自然と文化が薫るまちであり、教育・子育て支援・福祉の充実した、住民に優しいまちでもあります。

一方、地域社会を取り巻く環境は、人口減少や超高齢社会の進行、デジタル技術の進展、激甚化・頻発化する自然災害の発生などにより大きく変化しています。

こうした社会情勢の変化を的確に捉え、持続可能で安全・安心なまちづくりを進めるため、このたび福崎町都市計画マスタープランを改定しました。

今後は、新たな本マスタープランで示す「コンパクト＋ネットワーク」の考えのもと、持続可能な都市構造の形成を図るとともに、柔軟な都市計画による集落の活力維持や、福崎駅周辺などの中心市街地のにぎわいづくり、辻川界限を中心とした観光振興、防災・減災の視点を取り入れたまちづくりなどを行うことにより、「活力にあふれ 風格のある 住みよいまち」の実現をめざしてまいります。

最後に、本マスタープランの改定にあたり、多大なるご協力を賜りました福崎町都市計画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提案をいただきましたすべての方々に心から感謝申し上げます。

令和8年6月

～ 目 次 ～

序章 都市計画マスタープランの改定にあたって	1
1.都市計画マスタープランの位置づけ	1
2.都市計画マスタープランの構成	2
第1章 福崎町の概況	3
1.福崎町の特 性	3
2.福崎町の現況	10
2-1.人口・世帯数等の推移	10
2-2.人口流動	14
2-3.土地利用の現状	16
2-4.市街化の動向	18
2-5.産業	24
2-6.交通・道路等	33
2-7.公園・緑地	39
2-8.上水道・下水道	41
2-9.その他処理施設	44
2-10.公共施設	45
2-11.文化・観光資源	48
2-12.防災・減災	52
第2章 福崎町の課題	55
第3章 将来の都市像	60
1.近年の都市づくりの動向	60
1-1.コンパクト＋ネットワークのまちづくりに向けた国の動向	60
1-2.国土の多様性や個性をいかした都市づくり	61
2.福崎町がめざすべき都市像	61
2-1.都市づくりの理念	61
2-2.将来の都市像	62
第4章 将来の都市構造の考え方	63
1.将来の都市構造の基本的な考え方	63
1-1.既成市街地と新市街地の共栄	63
1-2.まちの拠点づくり及び持続可能な都市構造の形成とネットワーク化	63
1-3.安全・安心なまちづくり	64
2.土地利用誘導の方針	64
2-1.都市計画区域の方針	64
2-2.区域区分の方針	64
2-3.用途地域指定の方針	64
2-4.立地適正化計画の方針	64
3.将来の人口フレーム	65

第5章 都市づくりの方向性と分野別の方針	66
1.都市づくりの視点	66
2.分野別の方針	71
2-1.土地利用	72
2-1-1.土地利用の方針	72
2-1-2.市街地の土地利用方針	73
2-1-3.市街化調整区域の土地利用方針	76
2-2.まちの基盤(利便・快適)	78
2-2-1.公共交通・道路・都市計画道路	78
2-2-2.市街地整備	85
2-2-3.公園・緑地	88
2-2-4.河川・ため池	90
2-2-5.住宅	91
2-2-6.上水道・下水道	93
2-2-7.その他処理施設	96
2-2-8.公共施設等	97
2-3.まちの活力(観光)	98
2-3-1.観光拠点の整備、強化	98
2-3-2.観光ルートの整備	98
2-3-3.まちの魅力発信	99
2-3-4.空き家を利活用したまちづくり事業の検討	99
2-4.まちの安全・安心	101
2-4-1.防災・減災	101
2-4-2.ユニバーサル社会への対応	106
第6章 まちづくりの実現に向けて	107
1.まちづくりにあたっての役割分担	107
2.まちづくりの推進と取組	108
3.都市計画マスタープランの見直し	109

(資料編)

上位計画・関連計画等一覧	111
1.上位計画・関連計画等	112
1-1.上位計画	112
1-2.関連計画等	124
2.福崎町の年表(主な出来事)	144
3.用語説明	146
4.都市計画決定状況	156
5.都市計画決定(変更)の経緯(種類別)	159

序章 都市計画マスタープランの改定にあたって

都市計画マスタープランは、市町村が創意工夫のもとに、住民の意見を反映して、望ましい都市像を明らかにするとともに、土地利用、道路、公園等の都市施設*の整備などの基本方針を示して、具体的な都市計画*を定める際の総合的な指針となるものです。

本町では都市計画マスタープランを平成12年2月に策定(平成22年2月、平成28年6月に改定)し、これまで、都市計画法に基づく土地利用規制等の見直しや道路、下水道等の都市施設整備に取り組んできました。

しかしながら、その後、人口減少社会や超高齢社会*が進展する中で社会経済情勢は大きく変化しています。また、本町においても、地域主体のまちづくりが求められるなかで「福崎町自治基本条例*」を施行(平成25年7月1日)するとともに、「福崎町立地適正化計画(平成29年3月)」「福崎町第6次総合計画(令和6年3月)」等の上位・関連計画を策定しました。

このような背景のもとで、社会的潮流や本町を取り巻く環境の変化に対応するため、「福崎町都市計画マスタープラン」を改定します。

1. 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2の規定に基づく「都市計画に関する基本的な方針」として定める法定計画であり、本町の最上位計画である「福崎町第6次総合計画」や県が定める「播磨西部地域都市計画区域マスタープラン」に即して策定します。また、「福崎町地域公共交通計画」などの各分野の個別計画と相互に整合を図りながら定めます。(資料編参照)

都市計画マスタープランの目標年次は、令和8年度を基準年次として、概ね10年後の令和17年度(2035年)とし、都市計画法に基づき本町が定める土地利用規制や各種施設計画の決定・変更の指針とするほか、これからのまちづくりを進めるにあたっての指針として定めます。

なお、本計画の対象区域は、都市計画区域以外の田口地区を含む町全域(45.79km²)としています。

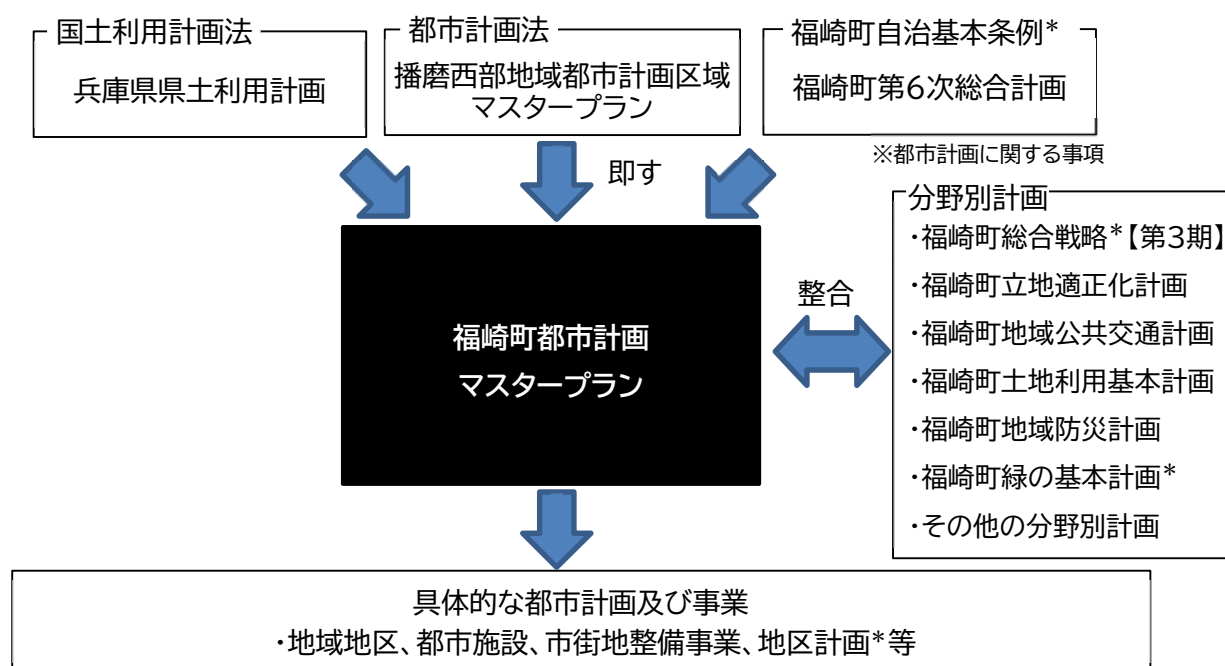


図 序.1 都市計画マスタープランの位置づけ

2. 都市計画マスタープランの構成

本町の現状とまちづくりの課題を整理し、まちの将来ビジョンや土地利用、道路等の都市施設*のあり方を明確にして、都市づくりの目標と分野別の基本方針を定めたうえで、それを実現するための推進方針として、今後10年間での取組内容を示しています。

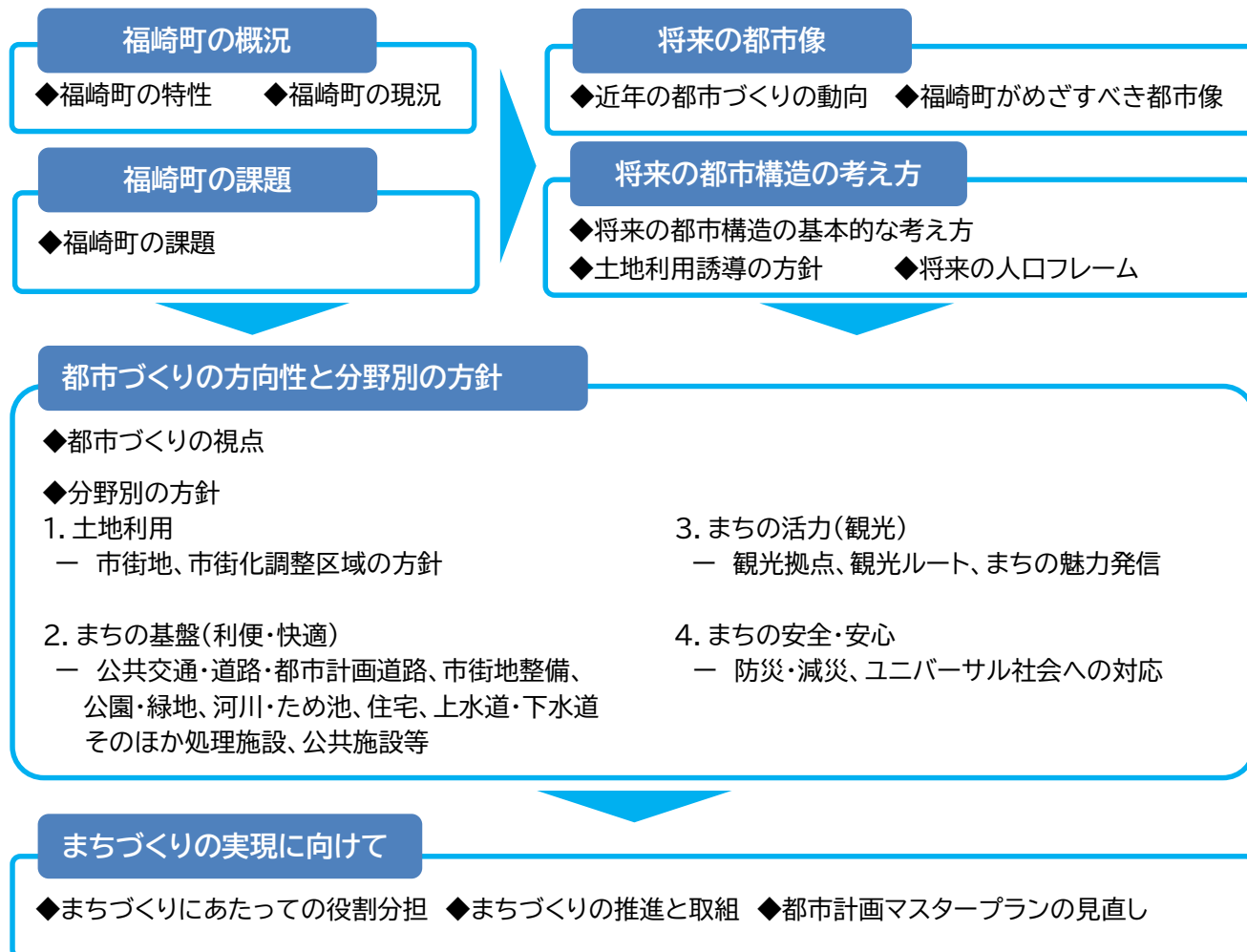


図 序.2 都市計画マスタープランの構成